

令和7年3月26日

市内事業所の男性育休取得率が50%を突破

– 子育て応援企業“プラス”認定と短時間勤務給付金を創設します –

このたび、従業員10人以上の市内事業所のうち無作為抽出した300事業所と、つばめ子育て応援企業126事業所に対し、男性の育休取得状況を調査した結果、男性育休取得率は、無作為抽出の事業所で53.5%となり、令和3年度時点の取得率から大きく増えたほか、国や県の類似調査による男性育休取得率と比べ、約20ポイント高い結果となりました。なお、つばめ子育て応援企業では61.9%となり、男性の育休取得に対して、より積極的に取り組んでいることがわかる結果となりました。

燕市は、令和7年度から、つばめ子育て応援企業“プラス”認定や育児短時間勤務給付金を新たに創設するなど、従業員の働きやすい職場づくりを一層推進してまいります。

【市内企業における男性従業員の育児休業取得状況】



【令和7年度からの新たな制度】

■ つばめ子育て応援企業“プラス”

「くるみん」等の認定を取得し、就業環境整備に積極的に取り組む企業を認定します。

認定要件	つばめ子育て応援企業で、「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」認定のいずれか1つ以上を取得していること
認定メリット	<ul style="list-style-type: none"> 認定に合わせた国の補助金が活用可能 工場等遮熱断熱促進補助金等で上限額アップ つばめ子育て応援企業に比べ市ホームページ等での露出が増加

■ 育児短時間勤務給付金

つばめ子育て応援企業（プラス含む）に勤務する従業員が、2歳から3歳未満の子を養育するための短時間勤務をした場合、1万円×育児短時間勤務した月数分を支給します。



本件についてのお問い合わせ先
企画財政部 地域振興課：滝木
電話：0256-77-8361（直通）